

最低賃金及び賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

1 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業「業務改善助成金」のご案内

～最低賃金改定前に早めの申請を～

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を30円以上または40円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部（7/10）を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	
40円以上	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

【申請窓口】福岡労働局雇用環境・均等部企画課（092-411-4717）

2 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」のご案内

～すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を

2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します～

【支給額】

対象労働者数	すべての有期契約労働者を対象とした賃金規定等改定	一部の有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定
1人～3人	95,000円	47,500円
4人～6人	190,000円	95,000円
7人～10人	285,000円	142,500円
11人～100人	313,500円～2,850,000円 (28,500円×人数)	156,750円～1,425,000円 (14,250円×人数)

【申請窓口】福岡労働局 福岡助成金センター（092-411-4701）

3 「福岡県働き方改革推進支援センター」のご案内

～『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します～

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます。

- 例えば
- ・36協定について詳しく知りたい
 - ・非正規の方の待遇をよくしたい
 - ・賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
 - ・助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない 等

社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

【相談窓口】電話 0800-888-1699（フリーダイヤル）